312	愛知県犬山市、春日井市、北名古屋市、小牧市、西春日井郡	568	ＤＥ

に、

400	滋賀県長浜市、米原市、伊香郡、東浅井郡	749	ＤＥ
401	大阪府三島郡、京都府京都市（右京区（京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井崎町、京北井戸町、京北宇野町、京北漆谷町、京北大野町、京北小塩町、京北柏原町、京北片波町、京北上黒田町、京北上中町、京北上弓削町、京北熊田町、京北五本松町、京北塩田町、京北室谷町、京北下町、京北下宇津町、京北下熊田町、京北下黒田町、京北下中町、京北下弓削町、京北周山町、京北芹生町、京北田貫町、京北中地町、京北辻町、京北塔町、京北栃本町、京北鳥居町、京北中江町、京北西町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北細野町、京北宮町、京北矢代中町及び京北弓槻町に限る。）及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡（久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林に限る。）を除く。）	75	ＣＤＥ

を

400	滋賀県長浜市、米原市	749	ＤＥ
401	大阪府三島郡、京都府京都市（右京区（京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井崎町、京北井戸町、京北宇野町、京北漆谷町、京北大野町、京北小塩町、京北柏原町、京北片波町、京北上黒田町、京北上中町、京北上弓削町、京北熊田町、京北五本松町、京北塩田町、京北室谷町、京北下町、京北下宇津町、京北下熊田町、京北下黒田町、京北下中町、京北下弓削町、京北周山町、京北芹生町、京北田貫町、京北中地町、京北辻町、京北塔町、京北栃本町、京北鳥居町、京北中江町、京北西町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北細野町、京北宮町、京北矢代中町及び京北弓槻町に限る。）及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林を除く。）	75	ＣＤＥ

に、

467	広島県廿日市市、広島市佐伯区（杉並台及び湯来町に限る。）、佐伯郡	829	ＤＥ

を

467	広島県廿日市市、広島市佐伯区（杉並台及び湯来町に限る。）	829	ＤＥ

に、

479	山口県萩市（片俣、吉部上、吉部下、高佐上及び高佐下に限る。）、阿武郡阿武町	8388	Ｅ

を

479	山口県萩市（片俣、吉部上、吉部下、高佐上及び高佐下に限る。）、阿武郡	8388	Ｅ

に、

480―２	山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。） （ただし、山口市（秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。）における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード481―３の番号区画（阿武郡阿東町を除く。）を含む。）	83	ＣＤＥ

を

480―２	山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。） （ただし、山口市（秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。）における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード481―３の番号区画（山口市（阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東嘉年上、阿東嘉年下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下及び阿東徳佐中に限る。）を除く。）を含む。）	83	ＣＤＥ

に、

481―３	山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。）、阿武郡阿東町 （ただし、山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。）における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード480―２の番号区画（山口市(秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。)に限る。）を含む。）	83	ＣＤＥ

を

481―３	山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。） （ただし、山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東嘉年上、阿東嘉年下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下、阿東徳佐中、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。）における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード480―２の番号区画（山口市（秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。）に限る。）を含む。）	83	ＣＤＥ

に、